

呉市議会意見提案手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、呉市議会（以下「議会」という。）が行う意見提案手続（パブリックコメント）に関し必要な事項を定めることにより、基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定に当たり、公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の参加を促すとともに、議会が説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「意見提案手続」とは、政策等の立案に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要、提出された意見等に対する議会の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤し、又は通学する者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 市税の納税義務を有するもの
- (5) 意見提案手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 議会は、次に掲げる政策等について意見提案手続を実施することができる。

- (1) 議員又は委員会の提出による条例の制定又は改廃
- (2) 前号に掲げるもののほか、議会が特に意見提案手続を実施する必要があると認めるもの

(公表の手続)

第4条 議会は、意見提案手続を実施しようとするときは、政策等の最終的な意思決定を行う前に適当な期間を設け、その案を公表するものとする。

2 議会は、政策等の案を公表する前に、意見提案手続の実施について次に掲げる事項を公表する。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出先、提出方法及び提出時期
- (3) 政策等の案の入手方法

3 第1項の規定により政策等の案を公表するときは、その案を作成した趣旨、目的、背景その他の参考となる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページ及び議会のホームページへの掲載
- (2) 議長が指定する場所での閲覧又は配付
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議会が適当と認める方法

2 議会は、前項に規定するもののほか、必要に応じ他の方法を活用して政策等の案等の周知に努めるものとする。

3 前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等の必要な事項を提示するものとする。

(意見等の提出方法)

第6条 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 議長が指定する場所への書類の持参又は郵送
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が適当と認める方法

2 市民等は意見等を提出しようとするときは、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者）及び連絡先を明記しなければならない。
（意見等の取扱い）

第7条 議会は、提出された意見等を十分考慮して政策等の案の意思決定を行うものとする。

2 議長は、提出された意見等を集約し、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する議会の考え方
- (3) 政策等の案を修正したときはその修正内容

3 議長は、提出された意見等のうち、公表することにより個人又は法人その他の団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

（実施状況の公表）

第8条 議長は、意見提案手続を実施している案件について、その一覧を作成し、公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、意見等の募集期間、政策等の案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

（準用規定）

第9条 第5条第1項及び第2項の規定は、前2条の規定による公表について準用する。
（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、意見提案手続に関し必要な事項は議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年1月5日から実施する。